

岡朋子税理士事務所通信

Vo. 89

岡朋子税理士事務所

〒665-0845 宝塚市栄町2丁目10番14号 宝塚新興産ビル5F-B

TEL:0797-26-6804 FAX:0797-26-6893

HPアドレス <https://tokatoka1124.wixsite.com/okatomoko>



ご挨拶

暑中お見舞い申し上げます

猛暑が続いておりますが、皆さまお変わりございませんでしょうか？

先日の参議院選挙では、SNS戦略という言葉がよく聞かれました。実際、19歳の次男と一緒に選挙公報を読んで各候補者や政党の政策を検討してから投票に行ったのですが、次男は事前にYoutubeやSNSで選挙に関して様々な情報を得ていて驚きました。

消費税廃止？複数税率が更に増える？など、実務が更に混乱しそうな予感です。



税金コラム：教育資金の一括贈与のその後

教育資金の一括贈与とは、平成25年4月に創設された制度で、教育資金に充てるために信託銀行等を通して祖父母等から信託財産の贈与を受けた場合に、1,500万円まで贈与税がかからないという制度です。

途中で何度か改正があり、現在は、贈与者(祖父母)が亡くなった時点で使い残しの教育資金は相続税の対象となります。

また、受贈者(孫)が30歳になった時点の残額及び教育資金管理契約終了時の残額については、贈与税の対象となります。

法施行時に10歳くらいだった孫が、ちょうど大学を卒業して教育費がかからない時期に入ってきていますので教育資金管理契約を解約するケースが考えられます。この場合には解約年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出する必要があります。

なお、解約月の翌々月末には解約情報の調書が銀行から税務署に提出されることになっています。

ちなみに、祖父母が孫の教育費や習い事の費用をその都度支払うことに関しては、そもそも贈与税の対象にはなりません。一度にまとめて贈与すると贈与税の対象になるので、この制度の活用をお勧めします。

ただ、使い残しには課税されますので、30歳までに使い切れる金額を贈与したいところです。

今月の主な税務

8月12日・7月分源泉所得税納付期限

9月1日・12月決算法人の中間申告
・6月決算法人の確定申告
・個人事業税(第1期)納付期限

編集後記

こんにちは、事務の竹内です。

毎年、我が家の玄関の前にはツバメが巣を作りにやってきます。

ただ、卵が下に落ちて割れていたり、赤ちゃんが下に落ちてしまったり...

なかなかみんなが元気に巣立つことは難しかったりします。

今年は卵が産まれたのも遅く、暑い中ヒナがぐったりしているように見えることもあり、

「大丈夫かなー。暑そうだなあ...。」と毎日心配に見ていましたが、

無事に5羽の赤ちゃんが大きく成長して巣立っていきました。

掃除が大変だとかで嫌がる人もいますが、我が家は家族みんなで見守るのが毎年恒例の楽しみでもあり、そういう過程を間近で見れるのは嬉しいことだなと思います。

また、来年も楽しみにしたいと思います。

それでは、今月もどうぞよろしくお願い致します。 竹内

